# 人事院規則九―一四四（平成三十年四月一日における号俸の調整） （平成三十年人事院規則九―一四四）

#### 第一条（定義）

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

###### 一

上位資格取得等決定

###### 二

俸給表異動等

###### 三

個別承認決定

###### 四

特定休職等

###### 五

人事交流等異動

#### 第二条（調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号。次条において「改正法」という。）附則第三条第一項の昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

###### 一

平成二十七年一月一日（以下「調整対象昇給日」という。）に受けていた号俸と、規則九―一三七（平成二十七年一月一日における昇給に関する人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の特例）の規定の適用がないものとした場合の調整対象昇給日に受けることとなる号俸とが等しくなる職員（調整対象昇給日から平成三十年四月一日（以下「調整日」という。）までの間に上位資格取得等決定をされ、俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）

###### 二

調整対象昇給日から調整日の前日までの間（以下「特定期間」という。）に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日の前日までの間に俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、次に掲げるもの

###### 三

特定期間における俸給表異動等をした職員のうち、調整対象昇給日の前日に俸給表異動等があったものとした場合（特定期間に俸給表異動等を二回以上したときは、同日にこれらの俸給表異動等が順次あったものとした場合。次条第四号イにおいて同じ。）に前二号に掲げる職員に該当することとなるもの（次に掲げる職員を除く。）

###### 四

特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日の前日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員

###### 五

特定休職等をした職員（特定期間に上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員

###### 六

調整日に人事交流等異動をし、上位資格取得等決定をされ、俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員

###### 七

前各号に掲げる職員に相当するものとして人事院が定めるもの

#### 第三条（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

改正法附則第三条第一項の昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与法第八条第六項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

###### 一

特定期間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）

###### 二

特定期間に人事交流等異動をした職員（人事交流等異動をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定めるもの

###### 三

特定期間に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日までの間に俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、次に掲げるもの

###### 四

特定期間における俸給表異動等をした職員であって、次に掲げるもの（前条第三号イからハまでに掲げる職員を除く。）

###### 五

調整対象昇給日において規則九―八第三十七条及び規則九―一三七の規定により昇給しないこととなった職員であって、調整対象昇給日に受けていた号俸と同規則の規定の適用がないものとした場合の調整対象昇給日に受けることとなる号俸とが異なるもの（次に掲げる職員を除く。）

###### 六

特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員

###### 七

特定休職等をした職員（次に掲げる職員を除く。）のうち、人事院の定める職員

###### 八

前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める職員

#### 第四条（この規則により難い場合の措置）

特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、あらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。